

# 令和5年度第1回

## 東北町農業委員会総会議事録

期日 令和5年4月11日

場所 小川原湖交流センター「宝湖館」

1階 多目的ホール

令和5年度第1回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 小川原湖交流センター「宝湖館」 1階 多目的ホール

2. 開会日時 令和5年4月11日(火) 午後3時30分

3. 閉会日時 令和5年4月11日(火) 午後5時17分

4. 出席農業委員(12名)

1番	乙部繁作	2番	竹内勝子
4番	岡山敬一	6番	小野寺正八
7番	甲地武彦	8番	蛭名修二
10番	蛭沢清子	11番	沼尾京子
12番	蛭名勲	13番	米内山隆博
14番	沼尾幸一	15番	久保田正一

5. 欠席農業委員(2名)

5番	木村豊三郎	9番	甲地俊隆
----	-------	----	------

6. 出席農地利用最適化推進委員(4名)

栄沼	鶴ヶ崎勝也	旭	笹倉隆悦
表町	山田昭二	千曳	藤井久

7. 欠席農地利用最適化推進委員(1名)

徳万才 佐々木祐輔

## 8. 会議に付した案件

- 報告第1号 農業委員会事務局職員の異動について  
報告第2号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第2号 東北町農用地利用集積計画の決定について  
議案第3号 東北町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正に係る意見について  
議案第4号 東北町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて  
議案第5号 東北町農業委員会傍聴規程の一部を改正する訓令について  
議案第6号 東北町農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令について  
議案第7号 東北町農業委員会事務局専決規程の一部を改正する訓令について

## 9. 議事録署名委員

2番 竹内 勝子                      4番 岡山 敬一

## 10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 竹内 恒幸      事務局主査 荒木 浩美

## 11. 書 記

事務局副参事 乙 供 信 博

—— 開会 午後3時30分 ——

事務局員 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。ご起立願います。  
「こんにちは」、着席願います。  
ただいまから、4月3日に招集通知しました第1回東北町農業委員会総会を開催いたします。  
本総会の出席委員は、12名で定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。  
なお、農地利用最適化推進委員4名の出席があります。本日、5番 木村 豊三郎 委員、9番 甲地 俊隆 委員より、会議規則第4条の規定に基づく、欠席届出がありましたので、ご報告いたします。  
それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶省略)

事務局員 ありがとうございます。  
それでは、東北町農業委員会会議規則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっておりますので、会長より議事進行をお願いします。

会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 これより、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。総会の提出案件は、報告4件、議案7件であります。充分なるご審議をお願いします。  
それでは、議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。  
お諮りします。議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認めます。

議長 したがって、議長において指名することに決定しました。  
議事録署名者には、2番 竹内 勝子 委員、4番 岡山 敬一  
委員を、指名いたします。  
なお、書記には、乙供副参事を任命いたします。

議長 日程第2 会期の決定について、議題とします。  
総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議長 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とすることに決定しま  
した。

議長 日程第3 報告第1号 農業委員会事務局職員の異動について  
議題とします。  
事務局より、朗読及び説明をお願いします。なお、人事案件の報  
告のため質疑省略とします。

事務局長 1ページをお開きください。  
報告第1号 農業委員会事務局職員の異動について、別紙1ペー  
ジのとおり報告します。  
(報告第1号 朗読説明省略) 以上、報告いたします。

議長 日程第4 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について  
議題とします。  
事務局より、朗読及び説明をお願いします。

事務局長 2ページをお開きください。  
報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方法  
務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので  
現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告する  
ものです。  
なお、現地確認は、4月4日、農業委員1名 小野寺 正八 委  
員及び農地利用最適化推進委員1名 藤井 久 推進委員と事  
務局職員2名により遅滞なく現地調査を行い、現況が農地である  
か否かを確認しています。  
3ページをお願いします。受付番号1番、1件について説明いた  
します。

事務局長 (受付番号1番、1件を朗読説明省略) 以上、1件です。

議長 ただいま、事務局より報告第2号の朗読及び説明がありました。ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり。

議長 質疑なしと認め、報告第2号は、原案のとおり報告済といたします。

議長 日程第5 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、議題とします。  
事務局より、朗読及び説明をお願いします。

事務局長 4ページをお開きください。  
日程第5 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、別紙のとおり届出書を受理したので報告するものです。  
5ページをお願いします。受付番号1から9番、9件について説明いたします。  
(受付番号1から9番、9件を朗読説明省略) 以上、9件です。

議長 ただいま、事務局より報告第3号の朗読及び説明がありましたがご質疑等ありませんか。

10番 蛭沢清子委員 6ページ受付番号7番、自ら耕作となっておりますが相続人は青森市在住で、通って耕作されているのでしょうか？

事務局長 はい、定期的に通って管理及び耕作しております。

10番 蛭沢清子委員 はい、分かりました。

2番 竹内勝子職務代理者 5ページ受付番号1番、相続人は会社員で自ら耕作していると申告していますが、相続した面積も多く管理するのも難しくないでしょうか？

事務局長 はい、今一度本人へ確認した上で、内容に相違があれば訂正する

- 事務局長 よう指導いたします。万が一、管理が難しい等の相談があれば農地中間管理事業を活用するように促します。
- 2 番竹内勝  
子職務代理  
者 はい、是非ともよろしく申し上げます。
- 7 番甲地武  
彦委員 6 ページの受付番号 8 番、被相続人の集落はどちらになりますか？ 柵集落であれば、現在酪農をやっている方はいないはずで  
す。
- 事務局長 はい、集落は柵となります。また、酪農をされている方は委員の見解どおりでないようです。
- 7 番甲地武  
彦委員 はい、分かりました。
- 議 長 そのほか、ございませんか。  
  
(質疑なし) の声あり。
- 議 長 質疑なしと認め、報告第 3 号は、原案のとおり報告済といたします。
- 議 長 日程第 6 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、議題とします。  
事務局より、朗読及び説明をお願いします。
- 事務局長 8 ページをお開きください。  
日程第 6 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり、合意による解約等に係る通知書を受理したもので報告するものです。  
9 ページをお開きください。  
(事務局 受付番号 1 番、1 件を朗読説明省略) 以上、1 件です。
- 議 長 ただいま、事務局より報告第 4 号の朗読及び説明がありましたがご質疑等ありませんか。

4 番岡山敬  
一委員 解約後、売買する予定だがあっせん先は決まっていますか？

事務局長 はい、今回は解約の報告のみとなり、あっせん先は未定です。

4 番岡山敬  
一委員 はい、分かりました。

議 長 そのほか、ございませんか。

(質疑なし) の声あり。

議 長 質疑なしと認め、報告第 4 号は、原案のとおり報告済といたします。

議 長 日程第 7 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、議題とします。  
事務局より、議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 10 ページをお開きください。  
議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり  
(1) 所有権移転 2 件、(2) 賃貸借権 1 件の許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。  
11 ページをお開きください。(1) 所有権移転 2 件について説明いたします。  
(事務局 受付番号 1 番から 2 番、朗読説明省略) 以上、2 件です。  
次に 12 ページをお開きください。(2) 賃貸借権 1 件について説明いたします。  
(事務局 受付番号 1 番、朗読説明省略) 以上、1 件です。

議 長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

12 番蛭名  
勲委員 12 ページ (2) 賃貸借権の貸借期間は何年でしょうか？



- 事務局長 はい、10年の貸借期間となります。
- 12番 蛸名  
勲委員 分かりました。次回からは、貸借期間の記載もお願いします。
- 議長 そのほか、ございませんか。
- (異議なし) の声あり。
- 議長 異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定しました。
- 議長 日程第8 議案第2号 東北町農用地利用集積計画の決定について、議題とします。  
事務局より、議案朗読及び説明をお願いします。
- 事務局長 13ページをお開きください。  
議案第2号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。  
14ページをお開きください。  
農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会への承認願いの文書であります。  
15ページをお開きください。  
最初に農業経営基盤強化促進法による利用権の設定各筆明細書  
(1) 賃貸借、受付番号1から5番、5件について説明いたします。  
(事務局 受付番号1から5番、5件を朗読説明省略) 以上、5件です。  
19ページをお開きください。  
次に(2) 使用貸借、受付番号1から2番、2件について説明いたします。  
(事務局 受付番号1から2番、2件を朗読説明省略) 以上、2件です。
- 議長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

4 番岡山敬  
一委員 (1) 賃貸借 受付番号 1、2 番の 2 件についてですが、10 アールあたりの賃借料の算出方法は？端数が出る理由はありますか？

事務局員 はい、1 筆毎に賃借料を面積で割り返し、全筆の平均値として 10 アールあたり賃借料を明示しております。筆によっては、10 アールあたりの賃借料に端数が出てしまう所もありますので、ご理解いただけますでしょうか。

4 番岡山敬  
一委員 はい、分かりました。

議 長 そのほか、ございませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認め、議案第 2 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 日程第 9 議案第 3 号 東北町の「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正に係る意見について、東北町長から別紙のとおり提出された「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の内容を一部改正することについて県知事の同意を得るにあたり、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条の規程により農業委員会の意見を求めるものであります。  
なお、説明者として農林水産課職員 2 名の入室を求めます。

(農林水産課職員 2 名 入室、着席)

議 長 それでは、説明をよろしく申し上げます。

農林水産課  
職員 (農林水産課職員 朗読説明省略) 以上、説明とさせていただきます。

議 長 ただいま、事務局より議案朗読及び農林水産課職員より説明が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

10番 蛭沢清子委員 資料21から31ページ内、今までは認定農業者が担い手という形で町の農業を推進してきたが、今後法改正により認定農業者の子供でなくても、今後担い手として農業経営することができるという捉え方をしたが、担い手の確保についてお聞かせください。

農林水産課職員 回答いたします。今までは、農業を職業として成り立たせるため他産業並みの所得を目指す方々を認定農業者という形で支援していたが、これからは、必ずしも認定農業者でなくても、例えば定年退職後できる範囲で家業の農業を行う方や、農福連携に取り組まれている方についても、しっかり目を向けて別枠で支援していきましようというのが農水省の考え方、また国や県の補助事業に該当しないような新規就農者や規模の小さい農業者でも、敷居を高くせずできる範囲で支援していこうというのが町の方針です。

10番 蛭沢清子 ありがとうございます。次に農福連携は、圃場に出た作業のほか、屋内で野菜の分別等作業も含まれるが、屋内での作業は農水省の事業として認められるのでしょうか？

農林水産課職員 農業部門もやるとなれば、対象となります。

12番 蛭名勲委員 定年になってから小規模でも新規に農業をやりたいという方は今までであれば、50アール以上という面積要件等があつて助成制度を受けにくかった。法律が変わり下限面積の要件が無くなるが、そういった方々への農林水産課の支援はありますか？

農林水産課職員 国の補助事業は、各地域の実態を細分化して小規模農家まで対象としていないので、町としては、国の補助事業の規模要件等から漏れた方でもフォローして担い手として育てていこうというのが町の考え方です。

15番 久保田正一委員 (その他意見、要望) 現状、補助事業で購入したトラクター等機械は地域にもよるが、十分足りていると思われる。しかしながら新規就農者が、この先5～10年やっていけるか、不安との声もある。  
基本的構想の目標年度は、10年後となっているが、農業人口が減る一方の中、5年先すらどうなるか分からない。もっと短期的

15番久保田正一委員 2～3年を見据え若い担い手を支援したほうが良いのではないのでしょうか？

7番甲地武彦委員 (その他意見、要望) 担い手に年齢制限は、無いと思うが、もっと後継者育成に手厚く支援をしてほしいです。

議長 そのほか、ございませんか。

(異議なし) の声あり。

議長 異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり承認することに決定し、町へ意見を送付いたします。

(農林水産課職員2名 退室)

議長 日程第10 議案第4号 東北町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて、議題とします。事務局より、議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 33ページをお開きください。  
議案第4号 東北町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を別紙のとおり見直し、同条第3項に基づき公表するものです。  
内容は34ページから36ページとなります。  
(事務局 34ページから36ページについて朗読説明省略) 以上、説明いたします。

議長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明が終わりました。本案について、ご異議等ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議長 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第11 議案第5号 東北町農業委員会傍聴規程の一部を

議 長 改正する訓令について、議題とします。  
事務局より、議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 37ページをお開きください。  
議案第5号 東北町農業委員会傍聴規程の一部を改正する訓令  
について、東北町農業委員会傍聴規程（平成17年東北町農業委  
員会訓令第4号）の一部を次のように改正するものです。  
内容は38ページから39ページとなります。  
（事務局 38ページから39ページについて朗読説明省略）以  
上、説明いたします。

議 長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明が終わりました。ご異議  
ありませんか。

8番蛭名修 町議会の傍聴人の定員は、30人となっているが、農業委員会の  
二委員 傍聴の定員が無いのは何故ですか。定めたほうが良いのではない  
でしょうか？

事務局長 はい、今後、隣接市町村及び県内外市町村の状況等を確認のうえ  
検討していきたいと思えます。

8番蛭名修 よろしくをお願いします。  
二委員

議 長 そのほか、ございませんか。

（異議なし）の声あり。

議 長 異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決  
定しました。

議 長 日程第12 議案第6号 東北町農業委員会事務局規程の一部  
を改正する訓令について、議題とします。  
事務局より、議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 40ページをお開きください。  
議案第6号 東北町農業委員会事務局規程の一部を改正する訓  
令について、東北町農業委員会事務局規程（平成17年東北町農

事務局長 業委員会訓令第5号)の一部を次のように改正するものです。  
内容は41ページから42ページとなります。  
(事務局41ページから42ページについて朗読説明省略)以上、説明いたします。

議長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明が終わりました。本案について、ご異議等ありませんか。

(異議なし)の声あり。

議長 異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第13 議案第7号 東北町農業委員会事務局事務専決規程の一部を改正する訓令について、議題とします。  
事務局より、議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 43ページをお開きください。  
議案第7号 東北町農業委員会事務局事務専決規程の一部を改正する訓令について、東北町農業委員会事務局事務専決規程(平成17年東北町農業委員会訓令第6号)の一部を次のように改正するものです。  
内容は44ページから45ページとなります。  
(事務局44ページから45ページについて朗読説明省略)以上、説明いたします。

議長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明が終わりました。本案について、ご異議等ありませんか。

8番 蛭名修二委員 訓令の第7号にも改正部分の但し書きがあるが、今回の改正には含まれず、原文のまま残る形となる。条文整備との解釈で宜しいでしょうか？

事務局長 はい、委員の見解どおりで宜しいです。

議長 そのほか、ございませんか。

(異議なし)の声あり。

議 長 異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。  
第1回東北町農業委員会総会を、閉会いたします。

——— 閉会 午後5時17分 ———